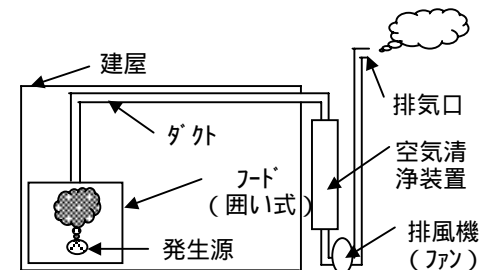


局所排気装置性能評価・改善業務

1. 局所排気装置とは

有害物の発生源のそばに空気の吸込み口を設けて、局所的かつ定常的な吸引気流をつくり、その気流にのせて有害物がまわりに拡散する前に、なるべく発散したときのままの高濃度の状態で吸い込み、作業者が汚染気流に曝露されないようにする装置を局所排気装置と呼びます。



局所排気装置のイメージ (例)

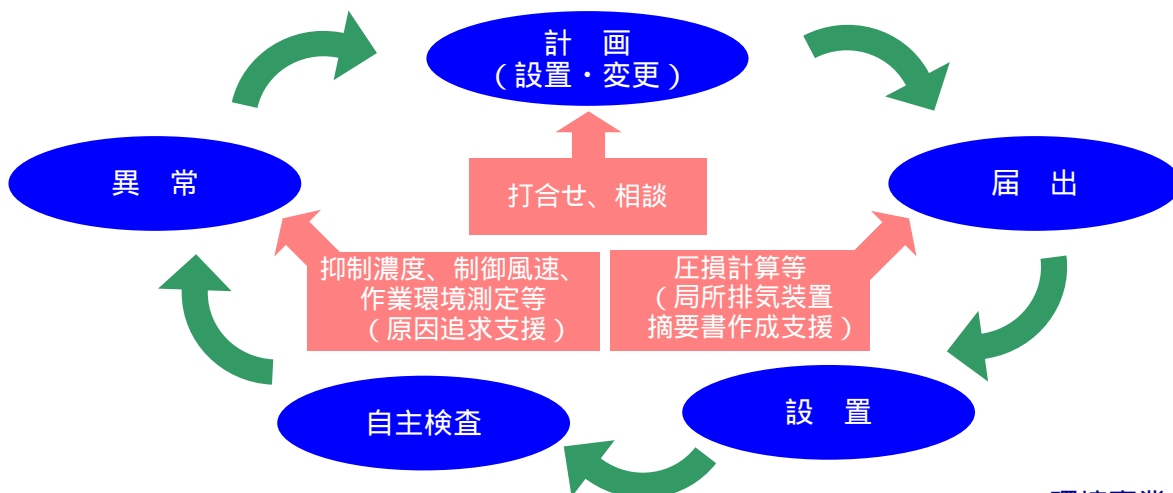
2. 局所排気装置に関する法令遵守事項

労働安全衛生法における、局所排気装置に関するの主な法令遵守事項は以下のとおりです。

- (1) 局所排気装置等の設置 (粉防則第5条、有機則第5条、鉛則第5～27条、特化則第3～5条)
 (注.) まず、物質の種類と使用状態、使用方法、使用量を把握し、局所排気装置が必要な作業場所であるか確認することが必要です。
- (2) 計画の届出 (安衛法第88条)
 (注.) 局所排気装置を設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に所轄労働基準監督署長に設置計画の届出が必要です。
- (3) 定期自主検査 (粉防則第17,18条、有機則第20条、鉛則第35条、特化則第30条)
 (注.) 1年に1回の実施、検査の記録は3年間保存することが必要です。

3. ニtteクリサーチが出来ること

ニtteクリサーチでは、局所排気装置の設置に係わるあらゆる状況において、測定技術と長年の経験を活かし、お客様の円滑な職場環境の改善を支援します。



環境事業部